

# 手話通訳者・要約筆記者派遣制度について

聴覚障害者が、家庭生活や社会生活上のコミュニケーションを円滑に行うために、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

【派遣対象】①市内に住所を有する聴覚障害者

②前号に掲げる者を主とする市内の団体

◎派遣を受けることができるのは下記の表に該当する場合はです。

無料派遣（市外派遣可）	有料派遣（1割負担）
1. 当市主催の説明会、講演会	1. 民間主催のもの（就労に係る資格取得のものは除く）
2. 当市や公的機関への申請、届出、相談等の用事（社会生活に必要と考えられる範囲）	2. 連続する講座等（公的機関主催含む）
3. 通院等健康管理に関すること	3. 市外でのサークル活動等
4. 子供の教育（父母会、PTA等）に関すること	4. 趣味に関すること
5. 就労相談・就職面接等に関すること	
6. 権利の保持に関すること	
7. 住居に関すること	
8. その他市長が認めるもの	

※営利目的・特定の政党・政治・宗教に関する活動は除きます。

【申請方法】手話通訳・要約筆記を依頼するには、次のいずれかの方法で申請してください。（決まっている内容は早めに申請してください）

- ①障害福祉課窓口 指定の申請書に必要事項を記入して申請してください
- ②FAX FAX 番号:042-470-7808(指定の申請書を FAX してください)
- ③電話リレーサービス 電話番号：042-470-7747（障害福祉課直通）
- ④メール 障害福祉課 E m a i l：[shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp)

\*手話通訳関係の相談のみメールで対応いたします。

メールの場合には、タイトルに「手話通訳派遣依頼」として、  
本文に ①名前②派遣希望日③時間④場所（住所）⑤内容  
⑥待ち合わせ場所⑦待ち合わせ時間 を記入して  
送信してください。

◎要約筆記派遣希望者には、他に何う内容がありますので、申請後、別途ご連絡します。

## 【利用の注意事項】

- ① 申請は、なるべく早めにお願ひします。  
調整に時間を要しますので、遅くとも、市役所の開所日の3営業日前までにご申請ください。ただし、派遣申請が混み合っている場合には、派遣できないことがあります。  
(緊急時を除く)
- ② 派遣申請の受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時00分です。  
メール・FAXは24時間受付できますが、対応できる時間は、平日、午前8時30分～午後5時00分までとなります。
- ③ 市の登録通訳者の派遣、都の派遣センターからの通訳者の派遣と派遣方法があります。派遣の調整は障害福祉課が行います。原則、通訳者の指名はできません。
- ④ 派遣をキャンセルする場合には、早めに障害福祉課までご連絡ください。  
当日、キャンセルの連絡がなく遅れた場合や市役所が休みで連絡が取れない場合には、平日は30分まで、土日祝日は、1時間まで通訳者が、待ち合わせ場所で待機をします。それ以上に時間を過ぎた場合には、業務を終了します。閉庁日でキャンセルの連絡ができなかった場合には、後日障害福祉課までご連絡ください。
- ⑤ 通訳現場で、手話通訳者に電話通訳をお願いする場合には、依頼者の携帯電話(スマートフォン)もしくは公衆電話をご使用ください。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、マスク(透明マスク含む)着用で通訳をおこなうことについて、ご理解のほどお願いいたします。  
発熱症状や喉の痛みがある時に病院に行く手話通訳依頼の場合には、東京都の遠隔手話通訳の利用をお願いしています。また、派遣当日に、発熱などの症状がありましたら、必ず障害福祉課にご連絡ください。
- ⑦ 通訳者のことや派遣調整のことで、ご不明な点、お気づきの点、ご不満などがありましたら、障害福祉課へご相談ください。

## 【費用】

- ① 社会生活に必要なものは無料です。  
趣味等については有料(1割)となります。(内容についてご相談ください)
- ② 市の登録通訳者の市外派遣のときの交通費はご負担していただきます。  
(近隣の清瀬市・小平市・東村山市・西東京市は除く)

<問い合わせ>

東久留米市福祉保健部障害福祉課

電話 042-470-7747 FAX 042-475-8181

Emai : shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp